◎　平成27年国民生活基礎調査の流れ図（社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査を含む。）

厚生労働省（大臣官房統計情報部）

実施通知（⇒注１）
調査地区名簿
手引、調査票等の関係書類
全国厚生統計主管課担当者会議

各　都道府県保健統計主管部局
各　指定都市 中核市　保健所設置市 特別区

調査員の設置・調査方法説明

保　健　所

（審査の上、提出）⇒注３

前準備（平成27年２月～）
・市区町村に赴き、平成22年国勢調査関係書類を閲覧、転記複写し、調査地区の範囲を確認
・世帯数「０」の調査地区の有無を確認し、ある場合は都道府県・市を通じて厚生労働省に報告（２月下旬）
（・集合住宅の場合は、『調査の実施について（管理人等用）』『あいさつ状（関係各位）』を配布（４月上旬））

準備調査（平成27年４月17日～）
・『調査の実施について（世帯用）』を郵便受けに配布（集合住宅の場合は管理人等へ『集合住宅用ポスター』『調査のお知らせ（管理人等用）』を配布）
・『調査のお知らせ（世帯用）』『家計支出額メモ』を配布
・受持ち地区内の世帯数を把握し、地区要図と地区別世帯名簿を作成（※地区要図は代替方法でも可）
（単位区設定）・単位区要図と単位区別世帯名簿を作成
・単位区設定票を作成

（審査の上、提出）

都道府県・指定都市・中核市

種類	受取	提出	保管
＊単位区設定状況報告書	2	1	1
＊単位区要図	2	1	1
＊単位区別世帯名簿	2	1	1
世帯票	1	1	－

単位区設定状況報告書は、５月15日までに、それ以外は７月24日までに提出

＊……指定都市・中核市は、受取３部、提出２部とする。

保健所

種類	受取	作成	提出	廃棄
単位区設定票	1	－	－	1
地区要図	1	－	－	1
地区別世帯名簿	1	－	－	1
国勢調査区要図写し	1	－	－	1
＊単位区設定状況報告書	－	2	2	－
＊単位区要図	1	2	2	1
＊単位区別世帯名簿	1	2	2	1
世帯票	1	－	1	－

各関係書類は、それぞれ知事・市長・区長が定める期日までに提出（⇒注２）

＊……指定都市・中核市の保健所は、作成３部、提出３部とする。

調査員

種類	提出
単位区設定票	1
地区要図	1
地区別世帯名簿	1
国勢調査区要図写し	1
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
世帯票	1

各関係書類は、それぞれ保健所長が定める期日までに提出

（審査の上、提出）⇒注３

５月下旬～
・世帯票、記入のしかたを配布

６月４日
調査実施日
・記入済みの世帯票を回収

・世帯（員）に異動があったときは、単位区要図と単位区別世帯名簿を訂正

社会福祉統計主管部局が保健統計主管部局に赴き、複写して入手する

実施通知（⇒注１）
調査単位区名簿
手引、調査票等の関係書類
地区別事務打合せ会議

各　都道府県社会福祉統計主管部局
各　指定都市 中核市

調査員の設置・調査方法説明

福祉事務所

７月上旬
・『調査のお知らせ』、調査票等を配布

７月19日
調査実施日
記入済みの調査票を回収
・所得票
・社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査調査票

（審査の上、提出）

（審査の上、提出）

都道府県・指定都市・中核市

種類	受取	提出
単位区要図	1	1
単位区別世帯名簿	1	1
所得票	1	1
社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査調査票	1	1

各関係書類は、８月19日までに各提出先へ提出

福祉事務所

種類	受取	提出
単位区要図	1	1
単位区別世帯名簿	1	1
所得票	1	1
社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査調査票	1	1

各関係書類は、知事・市長が定める期日までに一括して提出

調査員

種類	提出
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
所得票	1
社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査調査票	1

各関係書類は、福祉事務所の長が定める期日までに一括して提出

注１　実施通知は、都道府県保健統計主管部局に送付し、同社会福祉統計主管部局には、写しを送付する。

注２　単位区要図及び単位区別世帯名簿については、所得票調査で利用するので、調査票より早い時期（原則として６月17日まで）に都道府県、指定都市、中核市に提出されるよう配慮の上、期日を定める。

注３　『世帯票』が、世帯単位ごとに２つ折りにした「世帯員用（Ａ３版）」の間にその世帯の「世帯用（Ａ４版）」がはさんであるかを確認する。
また、「世帯用（Ａ４版）」「世帯員用（Ａ３版）」が地区番号から世帯番号がおもてになっているかを確認する。